

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 六〇三
- 土地改良法により換地処分をした件 六〇三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 六〇三
- 道路の区域を変更する件 六〇三
- 道路の供用を開始する件二件 六〇三
- 公告  
争議行為を行う旨通知があつた件 六〇四
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 六〇四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 六〇五
- 福島県収用委員会 六〇五
- 裁決書の正本を公示送達するため告示する件 六〇五

## 告 示

### 福島県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年十一月八日から平成二十九年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八

番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

株式会社柏屋

代表取締役 本名 幹司

福島県郡山市富久山町久保田字宮田百二十七番地五

株式会社山一ベジフル

代表取締役 岩崎 多喜子

福島県郡山市大槻町字向原百十四

（変更後）

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

株式会社柏屋

代表取締役 本名 幹司

福島県郡山市富久山町久保田字宮田百二十七番地五

三 変更した年月日

平成二十八年三月三十一日

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品

有限会社遠藤商事

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年十月二十七日坂本地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

### 福島県告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
田村市都路町岩井沢字北向一八〇から一八二まで
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 高田会津 本郷線	大沼郡会津美里町字高 田二八六一番地先から 同 郡同 町字高 田甲二八四三番一地先 まで	変更前 A 八・五〇 一六・六	(メートル)	一八六・七
	大沼郡会津美里町永井 野字岩ノ神二二三四番 一地先から 同 郡同 町字宮	変更後 B 一一・〇〇 一三・九	(メートル)	三九五・一

林甲四三七七番一地先  
まで

(道路計画課)

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所平成二十八年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	須賀川市松塚字下二〇番一地先から 同 市松塚字上二九番地先まで	平成二八年二月一日

(道路計画課)

福島県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津高田会津本郷線	大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神 二二三四番一地先から 同 郡同 町字宮林甲四三七 七番一地先まで	平成二八年二月一日

(道路計画課)

公 告

公告第二百八十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長佐藤和久から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交代制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十八年十月二十七日付けで通知があった。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 平成二十八年十一月十一日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いいの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生綜合病院、白河厚生綜合病院付属高等看護学院、農村検診センター、埴厚生病院、埴厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生綜合病院、坂下厚生綜合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事務所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第二百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
801	混合有	混合有	3.0	3.0	—	含有を	片倉コー	東京都	平成31

802	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料53 0号	5.0	3.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	アグア グ株式会社	千代田 区九段 北一丁 目8番 10号	年11月 7日
841	混合有 機質肥 料	ネユー キ94 0	9.0	4.0	—	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	ミスホ ューキ 有限会 社	茨城県 土浦市 中都町 一丁目 5508番 地	平成31 年11月 6日

830	副産石 灰肥料	卵カル ノサザー	保証成分量 (%) アルカリ分		50.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ	株式会社 福島 エンヤ	福島県 石川郡 玉川村 大字小 高字南 畷4ー	平成34 年10月 22日
-----	------------	-------------	--------------------	--	------	--	-------------------	--	---------------------

公告第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十八年十一月八日

土地改良区の名称  
東根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 長谷川 康夫

同 羽田 良一

同 高橋 徳次

同 石川 正一

同 石田 耕起

同 佐藤 常夫

同 浦山 公一

同 清野 公治

同 遠藤 矩雄

同 鈴木 幹夫

同 齋藤 安治

同 安倍 桂司

同 佐藤 利光

同 畑 重雄

就任した役員

役別 氏名

理事 清野 公治

同 羽田 徳一

同 高橋 徳次

同 鈴木 藤壽

同 佐藤 新治

住所

伊達市保原町大泉字大塚七九番地一

同 福島市渡利字渡利町三四番地

同 市岡島字宮沢一八番地

同 伊達市箱崎字北西道二四番地

同 市保原町大柳字高橋一三番地

同 市保原町字磐前通一九番地一

同 市保原町字十二丁目一二番地

同 市保原町柱田字武士沢二五番地

同 市保原町二井田字南四七番地

同 市梁川町細谷字浅間下八一番地

同 市梁川町新田字小松林九八番地三

同 福島市岡部字前田九〇番地

同 伊達市保原町富沢字稲荷内六四番地

同 市保原町金原田字北原二〇番地

住所

伊達市保原町柱田字武士沢二五番地

同 福島市渡利字渡利町三五番地

同 市岡島字宮沢一八番地

同 伊達市伏黒字堤下三一番地

同 市保原町大柳字大日向八四番地

の他の制限事項は、公定規格のとおり。
5

（農業総合センター）

福島県知事 内堀雅雄

福島県収用委員会

同	滝澤 福吉	同	市保原町字実町五五番地
同	浦山 公一	同	市保原町字十二丁目一二番地
同	遠藤 暢司	同	市保原町大泉字大館七一番地
同	遠藤 矩雄	同	市保原町二井田字南四七番地
同	鈴木 幹夫	同	市梁川町細谷字浅間下八一番地
同	畑 重雄	同	市保原町金原田字北原二〇番地
同	安倍 好昭	同	福島市岡部字西原五一番地
同	佐藤 利光	同	伊達市保原町富沢字稲荷内六四番地
同	佐藤 吉一	同	市梁川町新田字鈴竹一四三番地

（農村計画課）

福島県収用委員会告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県自治会館三階）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。  
平成二十八年十一月八日

福島県収用委員会  
会長 菅野 昭 弘

一 書類の名称

平成二十八年十月二十七日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
谷川 チエ子	不明 (戸籍の附票上の住所)
南端 ハル子	ブラジル国サンパウロ州サンパウロ市郊外イタペシリカ

三 その他

前記書類を受領しないときは、平成二十八年十一月二十九日をもって送達があったものとみなされます。